

居住サポート住宅認定事務の事務分担について

(1) 住宅セーフティネット（S N）法について

【目的】

主に高齢者、低所得者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮が必要な「住宅確保要配慮者」（以下、要配慮者）が、安心して賃貸住宅に居住できる社会を実現すること

【主な改正履歴】

H19 年 7 月 法律制定
H29 年 4 月改正 S N住宅の登録制度創設・居住支援法人の認定開始
R7 年 10 月改正予定 **居住サポート住宅の創設**・居住支援協議会設置が努力義務化
 ※国交省と厚労省が共同して連携を推進

※居住サポート住宅と S N住宅について

新設

	居住サポート住宅	セーフティネット住宅
制度趣旨	日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下「要援助者」という。）に対し、居住支援法人等が入居中サポートを提供する住宅の供給の促進	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の供給の促進
サポート	認定事業者が安否確認、見守り、福祉サービスへのつながりを実施	－
手続き	・大家と居住支援法人等が共同で申請（賃貸人とサポート実施者が同一の場合は単独での申請も可） ・計画ごとに申請（複数建築物の申請や、建築物の一部住戸の申請も可） ・福祉事務所設置自治体の長が認定	・事業者が申請 ・建築物ごとに申請（建築物の一部住戸の申請も可） ・都道府県知事が登録
供給方法	主として既存住宅の活用	

平成 29 年の改正で創設
居住サポート住宅とは別物

【県及び市の役割分担】

法改正により新設された業務の役割分担は以下の表のとおりです。

	内容	市 (福祉事務所設置市)	県
H29 法改正	SN 住宅の登録		○
	居住支援法人の認定		○
R7 法改正	居住サポート住宅の認定	川西市 ○	福祉事務所設置市以外 ○

(2) 居住サポート住宅の認定制度の内容

主に以下の 3 つの業務があります。

①認定

- (a)相談対応・H P 対応
- (b)審査・認定・認定通知

国提供の「居住サポート住宅情報提供システム」上で行います。

②定期報告の確認

認定事業者から提出された前年度事業の実施状況等を確認

※上記システムにおいて、報告機能を設けるよう国が整備予定
(確認内容)

- ・ 認定内容の相違有無
- ・ 業務の法令適合性
- ・ 事業の実施状況

③指導監督

認定事業者の業務の実施状況等に疑義がある場合等には、必要に応じて、報告徴収・立入検査・改善命令・認定取消等の指導監督を実施

例：定期報告が正当な理由なく行われな

定期報告の内容や、入居者・地域住民・認定事業者の従業員等からの通報その他の状況に鑑み、
認定基準への適合等に疑義があるとき

(3) 事務分担について

庁内の事務分担は以下のとおり考えています。

事務内容		住宅政策課	地域福祉課
総合窓口（認定通知を含む）		○	
認定制度	ハード	○	
①認定	例：面積、構造、設備		
②定期報告の確認	ソフト		○
③指導監督	例：安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ		